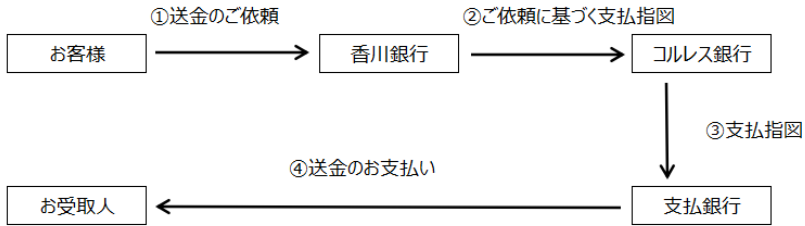


外国送金（仕向送金、被仕向送金）の概要

株式会社香川銀行

【外国への送金（仕向送金）】

外国送金のご依頼にあたっては、この「外国送金（仕向送金、被仕向送金）の概要」と当ホームページに掲載されている「外国送金取引規定」をご確認願います。

仕向送金の仕組み	・お客さまのご依頼により、海外または国内のコレス銀行宛に「支払指図（対外電文）」を電信にて送信します。  ※コレス銀行とは、電文の受発信等のために契約を取り交わしている銀行をいいます。
対象取引	・外国向け電信送金、国内向け外貨建送金、内国為替を除く国内非居住者円建送金
取扱通貨	・日本円（JPY）、米ドル（USD）、ユーロ（EUR）、英ポンド（GBP）、オーストラリアドル（AUD）等 ※記載以外の通貨についてはお問い合わせください
適用相場	・円預金にて外貨建送金をする場合（外貨建円貨払）は、原則、送金日当日のT T S レート（円から外貨に換える相場）を適用します。 ※10 万米ドル・10 万ユーロ以上の外貨建取引は、市場の実勢レートを適用する場合があります。
手数料	仕向送金取扱手数料他、手数料がかかります。
その他	・お取扱いには、マイナンバー（個人番号／法人番号）の提出が必要となります。 ・送金の到着日時につきましては、国内の為替取引と違い、1 件ごとに個別の取組みを行いますので、相手国の状況等により変わってきます。 ・外国送金を依頼する際には、「外国為替及び外国貿易法」に基づく経済制裁対象取引（北朝鮮、イラン、ロシア、ベラルーシ等の特定の国・地域 やロシア等の特定の政権や企業に関連する取引等）及び米国財務省外国資産管理室（OFAC）が定める規制の対象取引に該当しないこと、送金目的や商品名、原産地、船積地域等をご申告ください。 ・関係銀行手数料につきましては、外国の決済制度や慣習により、選

	択された区分通りに処理が行われないことがあります。 • 全ての送金において、SWIFT コードは必ずご記入ください。また、各国の金融機関コードのご記入もお願いします。 • ヨーロッパ等の IBAN コード採用国向け送金の場合は、受取人にご確認のうえ、IBAN コードと SWIFT コードをご記入ください。 • 送金金額が 3,000 万円相当額を超える場合、お取引内容により日本銀行宛「支払または支払の受領に関する報告書」のご提出が必要となる場合があります。 • 外国向け送金の場合、「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」に基づき、お客様の個人番号・法人番号のお届けが必要です。当行は、金額が 100 万円相当額を超える場合、税務署宛に「国外送金等調書」を提出します。 • 送金目的を確認できる資料（請求書等）のご提出をお願いします。
--	--

【外国からの送金（被仕向送金）】

外国送金は、外為法等各種法令・規制等に基づいて、お取引の都度、お客様の取引内容等を確認する必要があるため、送金目的や送金原資、送金人とのご関係等が分かる資料のご提出をお願いする場合があります。

当行からの依頼にご対応いただけない場合や確認させていただいた内容によっては、総合的に判断してお取り扱いできない場合があります。その場合、資金は送金銀行に返却いたします。

被仕向送金の仕組み	海外または国内のコルレス銀行から、お客さま宛の「支払指図」を電信にて受信し、お客さまの預金口座に入金します。 <pre> graph LR A[ご依頼人] -- ①送金のご依頼 --> B[送金銀行] B -- ②ご依頼に基づく支払指図 --> C[コルレス銀行] C -- ③支払指図 --> D[香川銀行] D -- ④送金のお受取り --> E[お客様] </pre>
対象者	・ 当行の普通預金口座または当座預金口座をメイン口座（給与・年金の受け取り、生活費決済等）としてご利用されているお客様
取扱通貨	・ 日本円（JPY）、米ドル（USD）、ユーロ（EUR）、オーストラリアドル（AUD）
適用相場	・ 外貨建被仕向送金を円預金へ入金する場合は、原則、入金処理当日のTTBレート（外貨から円に換える相場）を適用します。 ※10万米ドル・10万ユーロ以上の外貨建取引は、市場の実勢レートを適用する場合があります。
手数料	被仕向送金取扱手数料他、手数料がかかります。
その他	・ お客さまの預金口座へ入金する際には、「外国為替及び外国貿易法」等に基づく適法性の確認をさせていただきます。「外国為替及び外国貿易法」に基づく経済制裁対象取引（北朝鮮、イラン、ロシア、ベラルーシ等の特定の国・地域やロシア等の特定の政権や企業に関連する取引等）及び米国財務省外国資産管理室（OFAC）が定める規制の対象取引に該当しないこと、並びに、送金受取理由や送金依頼人の居住国をご申告ください。 ・ 当行に送金が到着する前に、関係銀行の手数料が差し引かれている場合があります。 ・ 金額が3,000万円相当額を超える場合、お取引内容により日本銀行宛「支払または支払の受領に関する報告書」のご提出が必要となる場合があります。 ・ 外国からの送金の場合、「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」に基づき、お客様の個人

	番号・法人番号のお届けが必要です。当行は、金額が 100 万円相当額を超える場合、税務署宛「国外送金等調書」を提出します。
海外から送金を受け取るために必要な項目について	<銀行名> THE KAGAWA BANK LTD. <SWIFT コード/BIC コード> KGWB,JPJZ ※当行には、IBAN コードはございません。 <受取人口座番号> ・下記を送金人にお伝えください 国内預金：数字 7 桁 外貨預金：数字 6 桁 <お客様の英語表記> ・個人のお客様：お名前の英語表記 ・法人のお客様：お客様が自社で定める英文社名